

令和7年度岡山市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

1. 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「優先調達法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等が供給する物品及び役務の需要の増進を図るため、「令和7年度岡山市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）」を定めるものである。

2. 適用範囲

この方針は、岡山市の全ての組織に適用する。

3. 調達の対象となる施設等及び物品等

- (1) 調達の対象となる施設等は、優先調達法第2条第4項に規定する障害者就労施設等（以下「障害者就労施設等」という。）とする。
- (2) 調達の対象となる物品等は、障害者就労施設等が供給する物品及び役務（以下「物品等」という。）とする。

4. 調達推進の取り組み

- (1) 障害者就労施設等からの調達の検討
各所属は、分野を限定することなく障害者就労施設等からの調達の可能性について検討する。
- (2) 障害者優先調達対象事業所名簿の活用
各所属は、障害者就労施設等からの調達を検討する際に、障害者優先調達対象事業所名簿を積極的に活用する。
- (3) 随意契約の活用
各所属は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第3号の規定による随意契約等を積極的に活用し、調達を行う。
- (4) 障害者就労施設等への発注に当たっての配慮
各所属は、物品等の発注に当たって、障害者就労施設等からの物品等の調達をしやすいように配慮した仕様及び納期の設定等に努める。
- (5) 共同受注窓口の活用
各所属は、物品等の調達に当たって、障害者就労施設等にあっせんし又は仲介する等の業務を行う共同受注窓口を活用する。また、共同受注窓口からの調達は障害者就労施設等からの調達として取り扱うこととする。
市の共同受注窓口は次のとおりとする。
 - ①社会福祉法人岡山市社会福祉協議会 福祉の店「元気の輪」
 - ②特定非営利活動法人岡山県社会就労センター協議会 岡山県セルフセンター
- (6) 障害者就労施設等の販売機会の拡大

各所属は、イベントや関連行事等を主催する時には、障害者就労施設等の出店ができるように場所を確保するとともに出店調整を行う等、障害者就労施設等の販売機会の拡大に努める。

(7) 障害者就労施設等の情報提供

障害福祉課は、障害者就労施設等が提供する物品等の情報を収集し、各所属に対して提供できる物品・役務等の情報提供を行い、調達推進の取り組みを働きかける。

5. 令和7年度における調達目標

- (1) 令和6年度の調達実績額を上回ること
- (2) 全ての局区室において、障害者就労施設等にする発注又はその他優先調達の取り組みを行うこと。

なお、局区室においては、障害福祉課が提供する発注検討資料や「障害者就労施設等製作商品紹介カタログ」などを活用しながら、調達目標の達成に努めるものとする。

6. 調達実績の公表

年度終了後に本市における障害者就労施設等からの調達実績を取りまとめ、市ホームページ等により公表する。

7. 推進体制

障害者就労施設等からの物品等の調達を本市の全ての組織が一体となって推進するため「岡山市障害者優先調達推進連絡会議」を設置する。

8. その他

- (1) 各所属は、所管する指定管理者、委託事業の受託者及び本市が参画し補助する事業の実行委員会に対して障害者就労施設等からの物品等の調達を働きかける。なお、これらの者が当該物品等の調達を行った場合についても把握する。
- (2) 各所属は、所管する外郭団体や関係団体等に対しても優先調達法及び調達方針の周知を図り、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するよう協力を働きかける。
- (3) 各所属は、障害福祉課の依頼に基づき、調達及び本市が関わるイベントへの出店依頼等の調達以外の取り組み実績を、所管する指定管理者、委託事業の受託者及び本市が参画し補助する事業の実行委員会の実績も含めて報告する。